

補 足 情 報

●平成30年3月15日 追記

- ・入学料免除や徴収猶予、授業料免除を併せて申請する場合、**提出書類の一部(住民票や所得・課税証明書など)を省略することができます。**詳しくは入学料免除・徴収猶予申請書内の『提出書類一覧』をご覧ください。
- ・新入生の申請書提出(4月中旬)について、提出日時と授業が重なっている場合は**授業を優先させてください。**提出期間内であれば、いつでも提出を受け付けます。**ただし、提出期間後の提出は一切認めません。**

